

# 答申第69号（諮問第71号）

「平成17年5月2日に農業基盤整備課が と の間で  
処分場による赤水問題に関して交わした会議録」の存否を明らかにしない決定に対する異議申立てに係る答申書

## 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年5月30日付けで、「平成17年5月2日に農業基盤整備課が ととの間で 処分場による赤水問題に関して交わした会議録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年6月8日、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、その理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

公文書の存否を明らかにしない理由

請求された件名中に 氏及び 氏の個人名が含まれており、存否を明らかにすると個人の行動など「個人に関する情報」を開示したことになることから、条例第14条第2号の個人情報に該当し、条例第17条により存否を明らかに出来ないため。

### 3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成17年6月15日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年6月24日、本件異議申立て事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 争点

争点1 条例第14条第2号本文該当性

争点2 条例第14条第2号ただし書イ該当性

争点3 条例第14条第2号ただし書ロ該当性

## 第4 争点に対する当事者の主張

### 1 争点1（条例第14条第2号本文該当性）

#### （1）申立人の主張

申立人は、 及び に、仕事の都合で県庁を訪れることのできなかった申立人の代わりに、赤水問題について知事（農業基盤整備課）に報告してほしいと依頼するとともに、知事から赤水問題に関する見解を聴取してほしい旨要請しており、 から当該公文書が存在する旨確認の連絡も受けている。

従って、本件請求の件名中には、 、らの個人情報（氏名、生年月日等や、公にすることにより特定の個人を識別できるもの）は含まれておらず、

赤水問題という申立人の利害に関わる情報が記載されているのであるから、実施機関は個人情報として非開示とすることはできない。

(2) 実施機関の主張

本件請求は、特定の個人を名指ししての請求であり、開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることにより個人情報を開示することになる。

2 争点2 ( 条例第14条第2号ただし書イ該当性 )

(1) 申立人の主張

県民との個別のやりとりを記録した会議録は、申立人の利害に関わる情報であり、個人情報ではないから、条例第14条第2号ただし書イには該当しない。

(2) 実施機関の主張

県民との個別のやりとりを記録した会議録は、一般的に法令等の規定により公にされ又は公にすることが予定されている情報ではなく、また公にする慣行も存在しないため、条例第14条第2号ただし書イに該当しない。

3 争点3 ( 条例第14条第2号ただし書ロ該当性 )

(1) 申立人の主張

申立人は、実施機関が許可した 処分場設置工事により、すぐ下流にある申立人の所有耕作する水田の灌漑用水路に発生した赤水問題で営農環境に重大な被害を被っており、条例第14条第2号ロに定めた「個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、当該公文書は公にすることが必要である。

また、赤水が有害か有害でないかは実施機関が勝手に判断するのではなく、当該情報を開示することにより申立人の判断に委ねるべきであり、そうすることにより条例第1条に定められた本条例の目的に沿うことにもなる。

(2) 実施機関の主張

赤水は、廃棄物処分場造成に伴い土中に存在する鉄分が湧出したものと思慮され、作物の生育障害はない。また、鉄に関しては「農業用水基準」や「人の健康の保護に関する環境基準」に規定されていない。

廃棄物処分場造成に係る赤水問題について、仮に個人との打ち合わせ記録が存在したとしても、上記のように赤水自体が人や農作物に影響をもたらすものではないことから、条例14条第2号のただし書ロに該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 争点1 ( 条例第14条第2号本文該当性 )

条例は第13条で原則開示をうたい、第14条で例外的に非開示を認めているが、その開示・非開示を判断するに当たっては、開示請求者が何人であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別事情は考慮しないものである。よって、申立人が本件請求に係る会議について開催された事実を知っていると主張したとしても、それによって本件請

求内容が個人情報を含まないと言うことはできない。

また、氏及び氏が会議に出たことが個人情報に当たるかどうかであるが、条例は非開示とすべき個人情報の類型について個人識別型を採用しており、請求件名中に個人名が記載されている以上、本号ただし書に該当しなければ当該情報は個人情報となる。氏及び氏は公務員等でないことから本号ただし書八に該当しないことは明らかであるため、以下、2、3で本号ただし書イ及びロに該当するか否かを検討する。

## 2 争点2（条例第14条第2号ただし書イ該当性）

本件請求内容は県民と実施機関との個別のやりとりを記録した会議録であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

また、1で述べたように、開示・非開示の判断は開示請求者の立場とは切り離して考えるため、申立人が本件請求に係る会議について開催された事実を知っているか否かは考慮すべきではなく、当該情報が公にされているとは言えない。よって、条例第14条第2号ただし書イには該当しない。

## 3 争点3（条例第14条第2号ただし書ロ該当性）

申立人は、県が許可した処分場設置工事により、すぐ下流にある申立人の所有耕作する水田の灌漑用水路に発生した赤水問題で営農環境に重大な被害を被っており、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張している。

この点について、実施機関によれば、赤水は廃棄物処分場造成に伴い土中に存在する鉄分が地表に出て酸化し赤く沈殿したものであり、鉄分は作物の生育に必要な量以上は吸収されないため、作物の生育には支障がないとのことであった。また、水質分析の結果も、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の水質指標である「農業用水基準」や環境基本法に基づく「人の健康の保護に関する環境基準」に照らして問題はないとのことであった。

これらの説明を信用できないとする理由はないため、赤水問題に関する本件請求内容は、条例第14条第2号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとまでは言えない。

## 4 結論

以上のことから、本件請求内容は個人情報に該当するため、本件請求は条例第17条「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」に該当し、同条の規定により開示請求を拒否すべきものと認められる。よって、本件処分は妥当であり、取り消す必要はないと判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 6月24日	諮問
平成17年 7月14日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年 8月 2日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年11月14日 (第117回審査会)	審議
平成17年12月19日 (第118回審査会)	審議(実施機関、異議申立人の口頭意見陳述)
平成18年 1月23日 (第119回審査会)	審議
平成18年 2月20日 (第120回審査会)	審議
平成18年 2月24日	答申